

「下水道使用料改定のお知らせ」のリーフレットについて

2027年1月から下水道使用料を改定するにあたり、全戸配布を行う「下水道使用料改定のお知らせ」のリーフレットについて、その内容等を報告します。

1 リーフレット内容

別添のとおり

2 配布時期

2026年11月（11月2日から27日まで順次）

3 配布方法

- ・市内各戸（事業所等含む）に配布
- ・市ホームページにPDFデータ版を掲載



2027年1月から

下水道使用料改定のお知らせ

～ 今、やらないと水が流せる“あたりまえ”を守れません ～

物価・労務単価
上昇への対応

詳しくは P2

施設の老朽化
への対応

詳しくは P3

大規模な災害
への備え

詳しくは P3

下水道をとりまく課題に対応し、町田の下水道を未来につなぐため、2027年1月から下水道使用料を改定します。

下水道使用料の改定の内容



新しい使用料の
ポイント

使用した水量(汚水量)に応じたご負担を皆様をお願いするため、
2か月16㎡までの汚水量についても「従量使用料」の対象としました。

詳しくはこちら



市HP「使用料の改定について」

● 下水道使用料金表(2か月・税別)

種類	区分	汚水量	改定前 2026年12月まで	改定後 2027年1月から
一般汚水	基本使用料	—	1,120円	1,480円
	従量使用料 (1㎡につき)	16㎡まで	0円	30円
		16㎡を超え40㎡まで	110円	130円
		40㎡を超え60㎡まで	140円	170円
		60㎡を超え100㎡まで	170円	210円
		100㎡を超え200㎡まで	200円	250円
		200㎡を超え400㎡まで	230円	290円
		400㎡を超え1000㎡まで	270円	340円
		1000㎡を超え2000㎡まで	310円	390円
		2000㎡を超える分	345円	440円
浴場汚水 (公衆浴場 からの汚水)	基本使用料	—	560円	740円
	従量使用料 (1㎡につき)	16㎡まで	0円	40円
		16㎡を超える分	35円	40円

● 下水道使用料の計算例(一般汚水・2か月・税込)

汚水量	下水道使用料	
	改定前 2026年12月まで	改定後 2027年1月から
20㎡	1,716円	2,728円
40㎡	4,136円	5,588円
100㎡	14,696円	18,568円
500㎡	116,996円	147,268円

計算例

2か月の汚水量が
40㎡の場合
(3～4人家族の例)



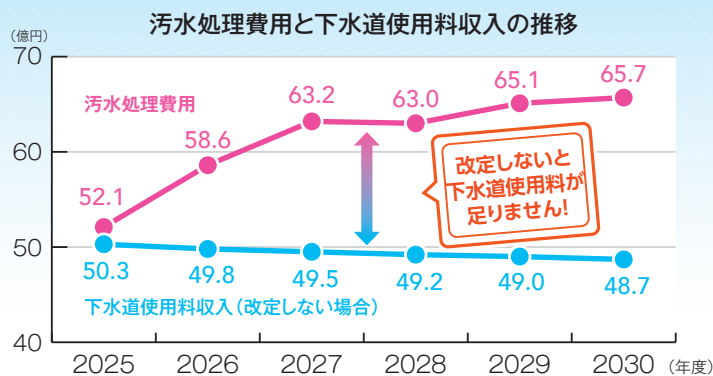
①基本使用料 1,480円
②16㎡までの分 16㎡×30円=480円
③16㎡を超え
40㎡までの分 (40㎡-16㎡)×130円=3,120円
〔(①+②+③)×消費税1.1 = 5,588円(税込)〕

汚水処理にかかる費用が増えています

家庭や事業所から排出される汚水の処理にかかる費用は、下水道使用者が負担する使用料の収入で賄う必要があります。

日々の汚水処理や施設の維持管理にかかる汚水処理費用は、物価高騰や下水道施設の老朽化などにより増加しています。一方、使用料収入は、節水意識の高まりや人口減少などにより減少する見込みです。

町田市では、下水道使用料を1999年から据え置いてきました。しかし、ここで下水道使用料を改定しなければ、経営努力によるコスト削減などを見込んでもおお、適切な処理や維持管理に必要な収入が不足する見込みです。



今後かかる汚水処理費用は…(改築・更新費用除く)

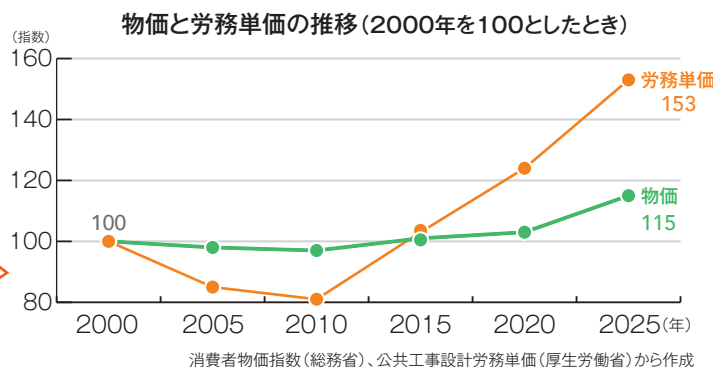


費用増加の主な要因

要因① 物価や労務単価の上昇

物価や労務単価の上昇に伴い、汚水処理にかかる電気料金、燃料費、薬品費、材料費、委託料や人件費などが増加しています。

25年前と比べて、物価は15% 労務単価は53% 上昇しています



要因② 下水道施設の老朽化

下水道事業の開始から60年以上が経過し、污水管や下水処理場などの多くの施設が更新時期を迎え、老朽化率が上昇しています。施設の破損や稼働停止を未然に防ぐため、計画的に点検・調査等を行い、費用の増加を抑えながら効率的に維持管理する必要があります。

污水管の老朽化

市内の污水管

約1,328km

汚水管の耐用年数

法定耐用年数 50年

整備後50年を超える污水管



10年後には
約24%・318km
が耐用年数を
超えます
(町田市～京都市の
距離に相当する
長さです)

市内で発生した、下水道施設破損
による道路陥没



道路の陥没



復旧作業

下水処理場の老朽化

成瀬クリーンセンター

1977年稼働 約50年経過

鶴見川クリーンセンター

1990年稼働 約35年経過

鶴川ポンプ場

1990年稼働 約35年経過

下水道施設の耐用年数

設備 機械・電気設備など

10～30年程度

建造物 コンクリート造など

50年程度

下水道施設にかかる対策を進めています

市内の污水管や下水処理場の老朽化は、今後さらに進みます。また、令和6年能登半島地震や令和8年熊本地震など大規模地震が発生しており、下水道施設の損壊や被災の影響を抑える各対策の重要性がますます高まっています。

老朽化対策と災害対策を併せて進めるため、計画的に下水道施設の改築・更新を行います。

今後かかる施設の改築・更新費用は…



老朽化する污水管の改築・更新

管路ごとに、腐食しやすさや災害時の重要度などのさまざまな観点で優先度を評価し、効率的に点検・調査を行っています。点検・調査結果をもとに、古い管の中に新しい管をつくる「更生工法」と、道路を掘削し管を取り替える「布設替工法」を効果的に組み合わせて、計画的に改築更新を進めます。

5年間で約**15億円**!
(2026～2030年度)



污水管の破損箇所

污水管が壊れると… 家庭や事業所からトイレや台所の水が流せなくなるなど、生活に支障をきたします。2025年には、埼玉県八潮市で、腐食した污水管の破損に起因する道路陥没事故があり、市民の生活や財産にも多大な影響を及ぼしました。

老朽化する下水処理場の改築・更新

2つの下水処理場と鶴川ポンプ場では、休むことなく汚水を処理しています。1つの処理場につき3,000点以上の設備があり、中には製造から50年以上が経過している設備もあります。

日々の汚水処理を継続しながら、計画的かつ効率的に、老朽化が進む各設備の改築更新を進めます。

5年間で約**73億円**!
(2026～2030年度)



メンテナンスを行い稼働させている、1975年製造の污水ポンプ設備



使用開始から50年経過した、污水が流入するゲートの腐食

下水処理場が停まると… 汚水の受け入れが出来なくなり、家庭や事業所からの排水を制限する必要性が生じるなど、広い地域に渡って市民の生活に影響を及ぼします。

地震などの災害への対策

【污水管・マンホール】

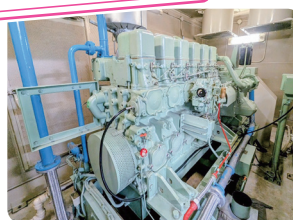
災害時の重要路線となる道路のうち、地震による液状化発生が予測される地域のマンホールの耐震化工事を進めます。



地震により隆起した道路上のマンホール
(出典:新潟県長岡市HP)

【下水処理場】

下水処理場の耐震化工事を進めるとともに、非常用発電設備を更新することで地震等による停電時に備えます。



下水処理場内の非常用発電機

地震の被害が出ると… 液状化現象によりマンホール等が地面から突き出ると、交通に影響し、緊急車両の通行の妨げとなります。2024年の能登半島地震では、耐震化未実施の基幹施設が被害を受け、復旧が長期化しました。

安定した汚水処理と施設の維持管理を継続するとともに、老朽化対策や災害対策を強化し、“あたりまえ”に下水道が使える安全・安心な暮らしを守ります。

下水道を未来へつなぐため、下水道使用料の改定にご理解とご協力をお願いします。

下水道使用料改定に関する

町田市下水道キャラクター
「雨かえる」

Q なぜ今、使用料の改定が必要なのですか？

A 昨今の物価高騰や施設老朽化などにより污水处理費用が増加し、収入を増やさなければ、適正な污水处理の継続や計画的な施設の改築・更新ができなくなる見通しとなりました。将来にわたって下水道を安心して使い続けるためには、下水道使用料の改定が必要です。

Q 使用料の改定ではなく、税金により污水处理費用を賄えないのですか？

A 下水道事業には「雨水公費・汚水私費の原則」があります。雨水の排除や豪雨災害対策の費用は、税金(公費)で賄っています。一方、污水处理費用は、汚水を排出した使用者が負担する下水道使用料(私費)で賄う必要があります。

Q 町田市下水道事業の特徴はありますか？

A 起伏の多い地形に合わせて、市独自で2つの下水処理場を持ち污水处理を行っていることが、大きな特徴です。下水処理場を独自で持たない自治体とは事業にかかる費用が異なるため、町田市の状況に合わせた下水道使用料を設定しています。

Q どのような経営努力をしていますか？

A 污水处理や維持管理の効率化などによるコスト削減や、未利用地の活用による収入確保を実施し、無駄のない経営に努めてきました。今後も下水道事業の経営健全化に取り組んでいきます。

Q 今後も使用料の改定を行いますか？

A 今後も下水道事業を安定的に継続できるよう、事業計画(「未来につなぐ下水道事業プラン26-35」)に基づき、経営状況や財政見通しを踏まえて、5年ごとに下水道使用料の改定の必要性などを検討します。

Q 改定後の使用料はいつから適用されますか？

A 2027年1月1日の下水道使用分から適用します。1月1日をまたぐ期間となる「1月検針分」または「2月検針分」の使用料は、日割り計算により、1月以降の日数分が改定後使用料となります。

2027年1月1日改定

検針月	改定前		改定後	
	2026年11月	2026年12月	2027年1月	2027年2月
1月検針	検針日	改定前使用料	改定後使用料	検針日
2月検針		検針日	改定前使用料	改定後使用料

※検針は2か月ごとです。検針日は契約者ごとに決まっています。

【減免制度を継続します】

下水道使用料の減免制度は、内容を変更せずに継続します。現在減免の適用を受けている方の再申請は不要です。

詳細は、市ホームページまたは東京都水道局お客さまセンター(Tel.0570-091-100(ナビダイヤル)または042-548-5110)へお問い合わせください。

詳しくはこちら



市HP「使用料の減免について」